

イベント中止のお知らせ

新型コロナウイルス感染症が収束しないことから、次のイベントを中止します。

▽「あきる野環境フェスティバル2021」 同会場で実施しているフリーマーケットなど



●問合せ：環境政策課環境政策係（☎595・1110）



●問合せ：商工振興課商工振興係（直通558・1867）

人権擁護委員に

近藤房代さん

近藤房代さんが4月1日付けで、法務大臣から人権擁護委員に委嘱されました。人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づき、人権相談や人権の考えを広める活動をしている民間ボランティアです。

市では、6人の人権擁護委員を人権身の上相談員に委嘱し、人権思想の啓発活動、家庭の悩み、いじめや差別など日常生活における人権身の上相談を行っています。

▽問合せ 市民課市民相談窓口係

第8期 介護保険事業計画期間（令和3年度から令和5年度まで）の保険料と主な制度改正点



▽介護保険料の改定 65歳以上の方の第1号被保険者の介護保険料は、高齢者人口や要介護認定者数、介護サービス利用見込み量などの推計により算定しています（表のとおり）。第8期の介護保険料算定に当たっては、保険給付などに必要な財源を確保しながら、低所得者の負担軽減を図り、第7期に引き続き所得段階を15段階として、負担能力に応じた段階数と保険料率を設定しました。65歳以上の方の令和3年度の介護保険料額や納め方は、7月上旬に決定し、個別にお知らせします。

市議会本会議の模様をインターネット（録画）で配信中



3月定例会議の本会議の模様を配信中です。市ホームページの「市議会」から「本会議録画中継」を検索してご覧ください。スマートフォンやタブレット端末でもご覧いただけます。

▽問合せ 議会事務局

▽介護保険制度の主な改正点

- 4月から介護報酬改定に伴い、介護保険サービスに係る利用料金が変わります。
 - 8月から高額介護（予防）サービス費：医療保険の高額療養費制度における負担限度額に合わせ、現役並み所得者の世帯の上限額が細分化されます。給付対象となる方へは、個別にお知らせします。
 - ＊介護保険施設における食費・居住費の助成（負担限度額認定証）：所得段階の細分化と預貯金等の基準要件が変わります。令和3年度の更新手続きは、6月上旬に個別にお知らせします。
 - ※平成30年度税制改正の影響：介護保険制度では、介護保険料などの所得段階の判定において、合計所得金額などを調整することから、税制改正の影響で負担が増えてしまうことはありません。
- ▽問合せ 高齢者支援課介護保険係（直通558・1969）

国民年金保険料

「学生納付特例制度」新年度の受付開始

～在学中は毎年度申請が必要です～

大学や専修学校に通う20歳以上の学生（本人の前年所得が基準額以下の方に限ります）には、申請で在学中の国民年金保険料の納付が延期される制度があります。令和2年度の学生納付特例が承認された方で、令和3年4月以降も在学予定の方を対象に、継続手続の案内を送付しています。申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気で障がい状態になったとき、障害基礎年金を受け取れない。

表

所得段階	対象者	対象者	
		割合	年額
第1段階	生活保護受給者及び世帯全員が住民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者。世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	0.254	17,500円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.308	21,200円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が120万円を超える方	0.623	42,900円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	0.808	55,700円
第5段階（基準額）	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と前年の公的年金等収入額の合計が80万円を超える方	1.000	69,000円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.135	78,300円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上125万円未満の方	1.212	83,600円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の方	1.385	95,600円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上210万円未満の方	1.481	102,200円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上290万円未満の方	1.673	115,500円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が290万円以上320万円未満の方	1.769	122,100円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	1.846	127,400円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上700万円未満の方	1.942	134,100円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.077	143,400円
第15段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.212	152,600円

▽申請方法 日本年金機構から「学生納付特例申請のご案内」が届いた方で、継続申請する方は、申請書はがきに必要事項を記入の上、返送してください。

※4月から学生になった方、在学する学校などに変更がある方、申請書はがきが手元にならな方は、窓口で申請してください。

▽持ち物 マイナンバーカードか本人確認ができる書類（運転免許証など）、学生証（在学証明書、年金手帳）

▽申請・問合せ 保険年金課年金係、青梅年金事務所（☎0428・30・3410）

5月の市民相談（予約制・無料）

予約制の相談

○市役所

- 相続・遺言など暮らしの手続相談…7日(金)
- 税務相談…10日(月)
- 法律相談…11日(火)・25日(火)
- 交通事故相談…12日(水)
- 登記相談…21日(金)
- 行政相談…26日(水)

○五日市出張所

- 法律相談…13日(木)
- 人権身の上相談…28日(金)

○時間 午後1時30分～4時30分

○予約 市民相談は、全て予約制で随時、電話で受け付けています（同一種類の相談を相談終了時まで複数回予約することはできません）。

○その他の相談（随時） 相談先が不明な場合や日常の悩みごとなどに、市職員が担当窓口の案内や専門の相談員を紹介するなど解決に向けたお手伝いをします。

○予約・問合せ 市民課市民相談窓口係（直通558-1216）

